

ルネサス

経営の暴走から職場を守れ！

早期退職は1725名が応募

今年1月末に予定されている早期退職に、1725名が応募しました。今回の会社のやり方は、12月の一時金査定で「0～3（全体の約3割の社員が該当）」の低い評価をつけた社員に対し、集中的に退職勧奨を行うというものでした。

対象となった社員は、本人の意思に関わらず人材派遣会社のセミナー（と言う名の会社の宣伝）を受けさせられた上に、最低でも4回の面談を受けたと言います。3回以上の面談は、退職強要にあたるというのが労働局の見解です。もはやルネサスにおいて退職強要は、ルールを知らない一部の管理職による逸脱ではなく、本社人総の明確な指導のもとに行われていると考えて間違いのないでしょう。

名ばかり成果主義とパワハラ

昨年末の一時金は、総合職の1級（主任・技師クラス）を例にとると、最高の「10」と最低の「0」との間には、実に11倍の格差がつけられました。また、査定が「1」違うだけで、基本月収の半分以上の差が開いています。この格差は一体何なのかという不審が持たれています。

さらに、閉鎖予定の部門に所属している社員の査定が「1」だったとか、担当している業務が主流で無いため低い査定をされたり、リソースシフトで他部門に異動した社員が経験不足で成果を上げられないことを理由に低い査定にさせたり、年齢が50代と言う理由で査定が下がるなど、もはや成果主義とは関係なく、社員を退職させるための手段として一時金格差を利用していることが、対象者の報告から明らかになってきました。

また、退職を拒んだ社員には、「工場の現場労働に回って貰うこともある」と脅し、これに同意したとの「念書」を無理やり取るなどのパワハラも行われています。



経営者の暴走から、職場を守ろう

ある職場では、早期退職に応募しようか迷っていた社員に対し、部長の方から「人が足りないのだから、迷っているなら残ってほしい」と、働き続けるよう促したそうです。相次ぐ人員削減でぼろぼろになってしまい、現在の人員でも再建できるかどうか目途の立たない職場がいたるところにあります。

経営者は本来、効率的な経営が可能となるような環境を整備するのが仕事のはずですが、ルネサスの経営者は環境がめちゃくちゃになろうとも、人員削減の数値合わせに執着しているかの様です。今私たちに必要なのは、先の部長のように、上からの人員削減の圧力に屈せず、職場の現実を素直に見据えて、社員と職場を守ろうとする勇気ではないかと思います。

ルネサス懇、電機・情報ユニオンには、各地から相談が寄せられています。たくさんの労働者が、理不尽で破壊的なりストラに疑問を感じ、屈することなく立ち上がっています。ご相談は下記までお願いします。

ひとりでも入れる労働組合
電機・情報ユニオンに相談を

電機・情報ユニオン本部

〒105-0004 東京都港区新橋4-24-3エムエフ新橋601

Tel&Fax 03-6450-1777

Email: denkiunion@gmail.com

URL (<http://www.denki-joho.jp/>)

ルネサス懇

ルネサス関連労働者懇談会 2015年1月 No. 26

E-Mail: renesaskon@gmail.com

Web: <http://www.renesaskon.net/>

住所: 〒105-0004 東京都港区新橋4丁目24-3

エムエフ新橋601号 電機労働者懇談会気付

TEL & FAX: 03-6540-1777

ルネサスは二人を武蔵に戻せ

電機・情報ユニオンは12月24日（水）に行ったルネサスとの団体交渉で、「解雇通知書」を手渡され転勤せざるを得なかった女性二人に長距離通勤を強要している問題を追求しました。

米田徳治中央執行委員長は、二人の女性が10月からの武蔵事業所から高崎工場への配転強要により、新幹線やマイカーでの2時間以上の超長時間通勤を強いられ、心身ともに過酷な状態に追い込まれていることを具体的に説明し、「二人をただちに武蔵に戻してもらいたい。改善に向けて着手してほしい」と訴えました。

会社側は、「要望はうかがった。総合的に判断したい」と答えました。

法を守らない経営陣は、退陣を

二人の粘り強い働きかけにより厚労省・東京労働局は、ルネサスに対して武蔵事業所から高崎工場への配転を撤回するようにと3回にわたり要求しています。さらには、育児・介護休業法26条にもとづく「助言・指導」も行いました。しかし、ルネサスは「是正」要求に従わない態度をとり続けています。

ルネサスは、経済産業省・産業革新機構が筆頭株主（約70%の株式所有）の国営会社です。国営会社として大きな社会的責任をもっているルネサスが法を守らないことは、あってはならないことです。

職場から「二人を武蔵に戻せ」「法を守らない経営陣は退陣せよ」の声を職場内外から高めていきましょう。

市と公共職業安定所に 2回目の要請

ルネサスリストラかながわ対策会議は、雇用対策法に基づいて再就職ができる有効な施策を行うことを川崎北公共職業安定所と川崎市（12月1日）、相模原公共職業安定所と相模原市（12月4日）に申し入れ、要請しました。要請は、7月に続いて2回目になります。

要請団は、職場で行われている退職強要を具体的に説明し、再就職支援会社が退職強要の手段に用いられていることを告発しました。

今回は、「これまで退職された人たちの再就職や暮らしの調査の実施」を強く要請しました。

いずれの担当者も、一定の情報を収集して臨まれ、「再就職状況については、我々も興味ある問題。会社にお問い合わせしてみます」と答えました。

ルネサス高崎でも リストラ反対のたたかいの火が

12月14日（日）、高崎市内で「ルネサス高崎の職場で行われている退職強要の実態を知り、電機産業の明日を考えるつどい」が開催されました。

主催は、群馬県労会議や高崎地区労会議、電機・情報ユニオンとルネサス懇の4団体が呼びかけ、会場一杯の85名が参加しました。

つどいでは、桜美林大学の藤田実教授の講演、各団体からの連帯あいさつ、たたかいの報告などが行われました。

高崎工場に転勤してすぐに退職強要を受けたAさんの発言は、参加者の心を打ち、高崎地域でのリストラ反対運動を強めていく決意を高めました。



12月14日（日）講演する藤田実教授

川崎合同法律事務所のルネサス法律相談

連絡先：電話044-211-0121 藤田 温久弁護士、川岸 卓哉弁護士
メール kawagishi@kawagou.org

相談は無料です。困ったら、一人で悩まずに、まずは相談を

